

**大阪・光の饗宴 2026 バナー広告製作及び設置・撤去業務委託（概算契約）
仕様書**

1 業務名称

大阪・光の饗宴 2026 バナー広告製作及び設置・撤去業務委託（概算契約）

2 業務目的

大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、経済団体等）では、大阪・光の饗宴 2026 の協賛企業・団体の広告掲載及びイベントの一体感やPRを目的として、道路照明灯へバナー広告を掲出する。

3 契約期間

契約締結日～令和9年1月31日（日曜日）

4 履行場所（バナー広告掲出場所）

- ①梅田地区（グランフロント大阪エリア、茶屋町～阪急百貨店エリア、阪急電鉄本社敷地内、JR大阪駅前エリア、阪神百貨店エリア）
- ②中之島西地区（中之島通（御堂筋以西））
- ③中之島東地区（大阪市役所周辺、みおつくしプロムナード）
- ④土佐堀通（御堂筋以東）
- ⑤梅田新道以北・以南地区（梅田新道以北（曾根崎）、梅田新道以南～大江橋北詰）
- ⑥御堂筋北地区（淀屋橋～心斎橋）
- ⑦御堂筋ミナミ地区（心斎橋～難波西口）
- ⑧アベノ・天王寺地区（天王寺M10前、近鉄百貨店軒下）

※①～⑦及び⑧の天王寺M10前は道路照明灯1本につき2枚（4面）の掲出が可能。ただし⑧の近鉄百貨店軒下については天井吊り下げ式のため1か所につき1枚（2面）の掲出となる。

5 業務内容

(1) 設置準備

- ① 上記「4 履行場所（バナー広告掲出場所）」の道路照明灯について、設置可能であるか現地調査を行うこと。
- ② 道路照明灯が存在しない、形状が変わった等あれば、発注者まで報告すること。

(2) 製作

- ① 発注者が提供する協賛企業・団体のロゴ・画像等及び大阪・光の饗宴ロゴデータをうい、Adobe Illustrator等でバナー意匠を製作し、PDFデータで発注者まで提出し、確認を受けること。なお、大阪市景観計画に定める重点届出区域へ掲出するバナー

意匠の色彩については、以下を遵守すること。

- ・彩度 6 以下（日本産業規格（JIS）Z8721 に定める彩度）とすること。
- ・彩度 6 を超える色彩を用いる場合は各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。

- ② 発注者より指示を受け次第、確認済みのバナー意匠に基づいて、下記仕様に従い印刷を行うこと。

<仕様>

1) 生地	遮光ターポリン、厚み 0.47mm
2) 加工	ハトメ、上部パイプ縫込（下記 4）サイズにより若干異なる）
3) 印刷	両面カラーインクジェット印刷
4) サイズ	①W650×H1,950mm・・・基本 ②W600×H1,790mm・・・グランフロント大阪敷地内 ③W650×H950mm・・・みおつくしプロムナード ④W650×H900mm・・・近鉄百貨店軒下 ⑤W650×H1,950mm・・・補強 ⑥W565×H1,300mm・・・御堂筋ミナミ地区 （心斎橋～道頓堀橋北詰、難波～難波西口（西）） ⑦W565×H1,050mm・・・御堂筋ミナミ地区 （道頓堀橋南詰～難波、難波～難波西口（東）） ※難波交差点南西 北端 1 か所はサイズ⑦
5) レイアウト	①上部 1/2 大阪・光の饗宴ロゴ+下部 1/2 協賛企業スペース ②下部 1/4 大阪・光の饗宴ロゴ+上部 3/4 協賛企業スペース
6) 取付枚数	306 枚（612 面）

※詳細は「別紙 1) バナー仕様図」及び「別紙 2) 大阪・光の饗宴 2026 バナー実施計画書」参照

(3) 設置・撤去作業

- ① 設置・撤去工程表を作成し、発注者に提出すること。なお、設置・撤去日については、発注者と調整のうえ決定すること。
- ② バナー広告は、高所作業車及び梯子にて設置・撤去すること。
- ③ バナー広告の設置に際しては、道路の見通し、交通信号機、道路標識の効用を妨げないようにすること。
- ④ バナー広告設置にかかる金具は発注者より貸与する。ただし、貸与する金具は道路照明灯に取り付けるためのものである。バナー広告を当該金具に取り付けるためのカラビナや結束バンド等は受注者にて手配し、風雨等により脱落することの無いように、強固に設置し、事故、危険防止のために万全の措置を講じること。
- ⑤ 金具は下記指定場所で受け取り、撤去後は同指定場所に返却すること。なお、掲出場所により金具の形状が異なるので留意すること。

<指定場所> ・大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12 階(大阪市福島区野田 1-1-86)
・京阪天満橋ビル本館（大阪市中央区大手前 1-7-24）

- ⑥ バナー広告設置にかかる金具について、上記⑤指定場所に保管されている数量で不足する場合は、バナーアームの製作を行うこと。バナーアームの仕様については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ⑦ バナー広告の掲出期間は以下のとおりとする。
 - <掲出期間（予定）> 令和8年11月3日（火曜日・祝日）～12月31日（木曜日）
 - ※状況により上記掲出期間内の別の日程で掲出することがある。
 - ※上記掲出期間の前後に他のイベント等のバナー広告が掲出される可能性がある。
 - その際の付け替え日程等については、発注者と調整すること。
- ⑧ 上記⑦掲出期間中に、週1回程度の目視点検を行い、必要に応じて金具の締め直し等を行うこと。バナー広告の落下や破損等があった際は、速やかに発注者に報告し、修繕対応を行うこと。
- ⑨ 設置・撤去作業は原則夜間（0時～6時）の作業とする。民間敷地内は管理者と協議のうえ設置・撤去を行うこと。
- ⑩ 設置・撤去作業にあたっては、保安員の配置等を適切に行い、法令等の順守及び安全上の配慮を十分に行った上で作業を行うこと。
- ⑪ 設置・撤去作業が完了した際は、都度発注者へ報告すること。
- ⑫ 上記「4 履行場所（バナー広告掲出場所）」付近で実施される道路工事等がある場合は関係各所との調整が必要となるので、留意すること。
- ⑬ 道路照明灯への設置・撤去作業にあたっては、道路占用（大阪市建設局）及び道路使用（大阪府警察）の許可によるため、大阪市建設局、大阪府警察、発注者から指示等があった場合は、それに従うこと。なお、道路占用及び道路使用の手続きは基本的に発注者が行う。
- ⑭ 強風関係の注意報・警報等が発令された際は、大阪市建設局による道路占用許可条件等を踏まえてバナー広告の撤去要否を発注者が判断する。発注者より撤去を求められた場合は速やかに撤去すること。なお、このような緊急時について、道路占用及び道路使用の手続きは不要であり、撤去及び復旧の作業費について、契約金額（当初概算契約）には含まないが、業務完了後にバナー広告製作枚数の増減に伴う変更額と併せて精算し、契約確定する。

6 契約金額の確定

- (1) 受注者は当初概算契約締結時に「業務委託料内訳書（様式6）」を発注者へ提出すること。
- (2) バナー広告の製作枚数及び内訳は協賛件数等により変動する可能性があるため、概算であり、契約締結後に製作枚数等が増減する場合がある。
- (3) バナー広告製作枚数及び内訳に変動があった場合、上記5(3)⑥金具の不足があった場合、及び上記5(3)⑭緊急事案等により撤去・復旧作業があった場合は、下記の算出方法に基づき、契約金額の確定を行う。なお、契約金額の確定は、業務完了後、発注者による検査完了後に行う。

<算出方法>

- ・ バナー広告製作費については、製作予定枚数と実製作枚数との差に、契約締結時に発注者へ提示した単価を乗じて変更額を算出する。
- ・ 設置・撤去作業にかかる費用については、製作予定枚数と実製作枚数との差により生じた人工等の増減に基づき、発注者及び受注者双方の合意により変更額を決定する。
- ・ 不足分の金具製作にかかる費用については、発注者及び受注者双方の合意により金額を決定する。
- ・ 緊急時の撤去・復旧にかかる費用については、発注者及び受注者双方の合意により金額を決定する。

7 提出書類

- (1) 本業務完了後、下記の書類を令和9年1月29日（金曜日）までに電子データで提出すること。
 - ① 完了届・・・1部
 - ② 報告書・・・1部
- (2) 上記(1)②報告書には、下記事項を必ず盛り込むこと。
 - ① 設置箇所図
 - ② バナー意匠の電子データ
 - ③ 掲出した全てのバナー広告の実際の写真
 - ④ 修繕報告（対応日、内容、対応前後の写真等）

8 その他

- (1) 発注者との打ち合わせ等については、その都度、業務打ち合わせ書（議事録等）を作成すること。
- (2) 受注者は、委託業務の遂行上、知り得た情報を受注業務遂行の目的以外での使用及び第三者へ提供してはならない。
- (3) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (5) 一括再委託等の禁止
 - ① 業務委託契約書第16条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 本仕様書「5 業務内容」に記載する業務
 - ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
 - ③ 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発

注者の承諾を得なければならない。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ⑤ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。